

監査公表第1号

監査結果に基づく措置について

令和8年3月26日付監査報告第17号の監査結果報告に基づき、大牟田市長から措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法第199条第14項の規定により、その結果を公表します。

令和8年5月21日

大牟田市監査委員 岡田和彦
同 古庄和秀

大牟田市監査委員 岡田和彦 殿
同 古庄和秀 殿

大牟田市長 関好孝
(保健福祉部)

定期監査の結果に基づく措置について

令和 8 年 3 月 26 日付、監査報告第 17 号で報告がありました個別指摘事項について、次のとおり措置いたしましたので報告します。

【個別指摘事項】

一般会計

(保健福祉部)

1 生活保護費返還金 (保護課)

令和 7 年 6 月に生活保護費の費用返還が決定した事例について、以下のような事務処理が行われていた。

返還金の内容は、令和 3 年 11 月から生活保護の受給が開始となった被保護者が、保護開始前の平成 30 年 6 月まで遡及して年金受給開始となり令和 5 年 11 月に過去分の一時払いを受けたため、保護開始時からの扶助費に過払いが生じたものである。

令和 5 年 10 月に被保護者から年金受給が確認できる書類の提出を受けていたにもかかわらず、保護開始後の年金遡及受給額分の保護費返還手続きを適切に行っていなかった。また、その後の保護廃止の手続きなどを速やかに行っていなかった。

本事例以外にも、被保護世帯から収入の届け出があったケースにおいて、ケースワーカーによる収入認定漏れ等を理由として、支給した保護費の返還を命じているものが散見された。

このような不適切な事務処理を未然に防ぐため、職場研修の実施や査察指導員による各地区担当ケースワーカー業務の進捗管理の徹底に取り組まれない。

介護保険特別会計（介護保険事業勘定）

(保健福祉部)

1 成年後見制度利用支援事業費 (福祉課)

成年後見制度利用開始審判の市長申立以外の申立分で、市に報酬を求める期間が4月～7月の4ヶ月分のケースに対して、大牟田市成年後見制度利用支援事業実施要綱（以下、「要綱」という。）に基づき算定した報酬助成額を支払っていた。

要綱第9条第1項（1）に、助成額は「家庭裁判所が決定する後見人等の報酬額と次項に定める上限額のうちいずれか低い方」とされ、要綱に基づき算定した額が支払われていたが、裁判所の決定額（12月分）を対象月数で案分した額の方が低く過払いとなっていた。

過払い分について返還を求められたい。

【措置の状況】

一般会計

（保健福祉部）

1 生活保護費返還金 （保護課）

ケースワーク業務において、ケースワーカーは、被保護世帯の収入に関する状況をはじめ、家庭訪問時の生活状況等をケース台帳に記録することになっています。また、査察指導員はケース記録の内容を把握したうえで、各ケースの課題や問題点を査察指導票に記録し、ケースワーカーに課題解決を求めています。併せて、査察指導票進行管理表（以下「進行管理表」という。）を作成し、進捗管理を行っています。

今回の指摘事項については、ケース台帳への記録がなく、査察指導員が把握できなかったことから発生したものです。

今後、同様の事案が生じないよう、ケースワーカーによるケース台帳への記録の徹底、査察指導員による進行管理表に基づく進捗管理を徹底するとともに、管理職においては、毎月、進行管理表を点検し、ケースワーカー・査察指導員へ助言・指導を行うこととします。

また、年金改定や収入認定等による返還金に関する職場研修を実施します。

介護保険特別会計（介護保険事業勘定）

（保健福祉部）

1 成年後見制度利用支援事業費 （福祉課）

成年後見人等報酬助成について、要綱を令和7年4月1日付で改定し、助成の対象や上限額等を見直したところです。

今回の指摘事項については、要綱第9条第1項（1）の「家庭裁判所が決定する後見人等の報酬額」を対象月数で案分していなかったことにより算定を誤り、過大に支払ったものでした。

過払い分については、令和8年3月9日付けで相手方へ返還を依頼し、令和8年3月24日に納付されました。

また、今後の報酬助成の算定に当たり、算定の補足資料を改正し、助成金額算定の過程をより明確にしました。

今後、同様の誤りが無いよう、成年後見制度利用支援事業の実施に努めてまいります。